

昭和二十四年法律第二百六十七号

漁業法

目次

第一款 総則（第一条—第六条）	第二章 水産資源の保存及び管理
第二節 総則（第七条・第八条）	第三節 漁獲可能量による管理
第三款 漁獲可能量等の総量の管理（第三十条）	第四款 漁獲可能量等の設定（第十五条・第十六条）
第四節 補則（第三十五条）	第五款 漁獲割当てによる漁獲量の管理（第十七条—第二十九条）
第五節 雜則（第一百五十七条—第一百六十八条）	第六款 漁獲量等の総量の管理（第三十一条）
第六章 土地及び土地の定着物の使用（第一百六十一条—第一百六十七条）	第七章 地方行政の責務（第一百六十八条—第一百七十二条）
第七章 罰則（第一百八十九条—第一百九十八条）	第八章 内水面漁業（第一百六十八条—第一百七十三条）
第八章 附則（第一百六十九条）	第九章 雜則（第一百七十四条—第一百八十八条）

第一条 この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。 (定義)	第二章 水産資源の保存及び管理
第二節 総則（第六十条・第六十一条）	第一節 総則
第三節 漁業権及び沿岸漁場管理	(目的) 一 第三十四条
第四節 海区漁場計画及び内水面漁場計画	二 第三十五条
第五節 漁業の免許（第六十八条—第六十九条）	三 第三十六条
第六節 漁業権（第六十七条）	四 第三十七条
第七節 漁業の性質等（第七十四条—第七十五条）	五 第三十八条
第八節 應用範囲（第九十六条）	六 第三十九条
第九節 公共の用に供しない水面には、別段の規定がある場合を除き、この法律の規定を適用しない。	七 第四十条
第十節 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面と連接して一体を成すものには、この法律を適用する。 (共同申請)	八 第四十一条
第十一節 沿岸漁場管理（第一百九条—第一百六十六条）	九 第四十二条
第十二節 業調整に関するその他の措置（第一百九十七条—第一百八十八条）	十 第四十三条
第十三節 業調整委員会等（第一百三十三条）	十一 第四十四条
第十四節 総則（第一百三十四条・第一百三十五条）	十二 第四十五条
第十五節 業調整（第一百三十六条）	十三 第四十六条

第一条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項について共同して申請しようとするときは、そのうち一人を選定して代表者とし、これを行政庁に届け出なければならない。代表者を変更したときも、同様とする。	3 代表者は、行政庁に対し、共同者を代表する。
前項の届出がないときは、行政庁は、代表者を指定する。	4 前三项の規定は、共同して第六十条第一項に規定する漁業権又はこれを目的とする抵当権若しくは同条第七項に規定する入漁権を取得した場合に準用する。
(都道府県の責務)	5 國及び都道府県は、漁業生産力を発展させたため、水産資源の保存及び管理を適切に行なうとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。
第二章 水産資源の保存及び管理	第六条 國及び都道府県は、漁業生産力を発展させたため、水産資源の保存及び管理を適切に行なうとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。
第一節 総則	第七章 地方行政の責務
(目的) 一 第三十四条	八 第四十二条
二 第三十五条	九 第四十三条
三 第三十六条	十 第四十四条
四 第三十七条	十一 第四十五条
五 第三十八条	十二 第四十六条
六 第三十九条	十三 第四十七条
七 第四十条	十四 第四十八条
八 第四十一条	十五 第四十九条
九 第四十二条	十六 第五十条
十 第四十三条	十七 第五十四条
十一 第四十四条	十八 第五十五条
十二 第四十五条	十九 第五十六条
十三 第四十六条	二十 第五十七条
十四 第四十七条	二十一 第五十八条
十五 第四十八条	二十二 第五十九条
十六 第四十九条	二十三 第六十条
十七 第五十条	二十四 第六十一条
十八 第五十一	二十五 第六十二条
十九 第五十二条	二十六 第六十三条
二十 第五十三条	二十七 第六十四条
二十一 第五十四条	二十八 第六十五条
二十二 第五十五条	二十九 第六十六条
二十三 第五十六条	三十 第六十七条
二十四 第五十七条	三十一 第六十八条
二十五 第五十八条	三十二 第六十九条
二十六 第五十九条	三十三 第七十一条
二十七 第六十条	三十四 第七十二条
二十八 第六十一条	三十五 第七十三条
二十九 第六十	三十六 第七十四条
三十 第六十	三十七 第七十五条
三十一 第六十	三十八 第七十六条
三十二 第六十	三十九 第七十七条
三十三 第六十	四十 第七十八条
三十四 第六十	四十一 第七十九条
三十五 第六十	四十二 第八十一条
三十六 第六十	四十三 第八十二条
三十七 第六十	四十四 第八十三条
三十八 第六十	四十五 第八十四条
三十九 第六十	四十六 第八十五条
四十 第六十	四十七 第八十六条
四十一 第六十	四十八 第八十七条
四十二 第六十	四十九 第八十八条
四十三 第六十	五十 第八十九条
四十四 第六十	五十一 第九十一条
四十五 第六十	五十二 第九十二条
四十六 第六十	五十三 第九十三条
四十七 第六十	五十四 第九十四条
四十八 第六十	五十五 第九十五条
四十九 第六十	五十六 第九十六条
五十 第六十	五十七 第九十七条
五十一 第六十	五十八 第九十八条
五十二 第六十	五十九 第九十九条
五十三 第六十	六十 第一百条
五十四 第六十	六十一 第一百零一条
五十五 第六十	六十二 第一百零二条
五十六 第六十	六十三 第一百零三条
五十七 第六十	六十四 第一百零四条
五十八 第六十	六十五 第一百零五条
五十九 第六十	六十六 第一百零六条
六十 第六十	六十七 第一百零七条
六十一 第六十	六十八 第一百零八条
六十二 第六十	六十九 第一百零九条
六十三 第六十	七十 第一百一十条
六十四 第六十	七十一 第一百一十一条
六十五 第六十	七十二 第一百一十二条
六十六 第六十	七十三 第一百一十三条
六十七 第六十	七十四 第一百一十四条
六十八 第六十	七十五 第一百一十五条
六十九 第六十	七十六 第一百一十六条
七十 第六十	七十七 第一百一十七条
七十一 第六十	七十八 第一百一十八条
七十二 第六十	七十九 第一百一十九条
七十三 第六十	八十 第一百二十条
七十四 第六十	八十一 第一百二十一条
七十五 第六十	八十二 第一百二十二条
七十六 第六十	八十三 第一百二十三条
七十七 第六十	八十四 第一百二十四条
七十八 第六十	八十五 第一百二十五条
七十九 第六十	八十六 第一百二十六条
八十 第六十	八十七 第一百二十七条
八十一 第六十	八十八 第一百二十八条
八十二 第六十	八十九 第一百二十九条
八十三 第六十	九十 第一百三十条
八十四 第六十	九十一 第一百三十一条
八十五 第六十	九十二 第一百三十二条
八十六 第六十	九十三 第一百三十三条
八十七 第六十	九十四 第一百三十四条
八十八 第六十	九十五 第一百三十五条
八十九 第六十	九十六 第一百三十六条
九十 第六十	九十七 第一百三十七条
九十一 第六十	九十八 第一百三十八条
九十二 第六十	九十九 第一百三十九条
九十三 第六十	一百 第一百四十条
九十四 第六十	一百零一 第一百四十一条
九十五 第六十	一百零二 第一百四十
九十六 第六十	一百零三 第一百四十一
九十七 第六十	一百零四 第一百四十二
九十八 第六十	一百零五 第一百四十三
九十九 第六十	一百零六 第一百四十四
一百 第六十	一百零七 第一百四十五
一百零一 第六十	一百零八 第一百四十六
一百零二 第六十	一百零九 第一百四十七
一百零三 第六十	一百一十 第一百四十八
一百零四 第六十	一百一十一 第一百四十九
一百零五 第六十	一百一十二 第一百五十
一百零六 第六十	一百一十三 第一百五十一
一百零七 第六十	一百一十四 第一百五十二
一百零八 第六十	一百一十五 第一百五十三
一百零九 第六十	一百一十六 第一百五十四
一百一十 第六十	一百一十七 第一百五十五
一百一十一 第六十	一百一十八 第一百五十六
一百一十二 第六十	一百一十九 第一百五十七
一百一十三 第六十	一百二十 第一百五十八
一百一十四 第六十	一百二十一 第一百五十九
一百一十五 第六十	一百二十二 第一百六十
一百一十六 第六十	一百二十三 第一百六十一
一百一十七 第六十	一百二十四 第一百六十二
一百一十八 第六十	一百二十五 第一百六十三
一百一十九 第六十	一百二十六 第一百六十四
一百二十 第六十	一百二十七 第一百六十五
一百二十一 第六十	一百二十八 第一百六十六
一百二十二 第六十	一百二十九 第一百六十七
一百二十三 第六十	一百三十 第一百六十八
一百二十四 第六十	一百三十一 第一百六十九
一百二十五 第六十	一百三十二 第一百七十
一百二十六 第六十	一百三十三 第一百七十一
一百二十七 第六十	一百三十四 第一百七十二
一百二十八 第六十	一百三十五 第一百七十三
一百二十九 第六十	一百三十六 第一百七十四
一百三十 第六十	一百三十七 第一百七十五
一百三十一 第六十	一百三十八 第一百七十六
一百三十二 第六十	一百三十九 第一百七十七
一百三十三 第六十	一百四十 第一百七十八
一百三十四 第六十	一百四十一 第一百七十九
一百三十五 第六十	一百四十二 第一百八十
一百三十六 第六十	一百四十三 第一百八十一
一百三十七 第六十	一百四十四 第一百八十二
一百三十八 第六十	一百四十五 第一百八十三
一百三十九 第六十	一百四十六 第一百八十四
一百四十 第六十	一百四十七 第一百八十五
一百四十一 第六十	一百四十八 第一百八十六
一百四十二 第六十	一百四十九 第一百八十七
一百四十三 第六十	一百五十 第一百八十八
一百四十四 第六十	一百五十一 第一百八十九
一百四十五 第六十	一百五十二 第一百九十
一百四十六 第六十	一百五十三 第一百九十一
一百四十七 第六十	一百五十四 第一百九十二
一百四十八 第六十	一百五十五 第一百九十三
一百四十九 第六十	一百五十六 第一百九十四
一百五十 第六十	一百五十七 第一百九十五
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百九十六
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百九十七
一百五十三 第六十	一百六十 第一百九十八
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百九十九
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十
一百五十四 第六十	一百五十一 第一百二十
一百五十五 第六十	一百五十二 第一百二十
一百五十六 第六十	一百五十三 第一百二十
一百五十七 第六十	一百五十四 第一百二十
一百五十八 第六十	一百五十五 第一百二十
一百五十九 第六十	一百五十六 第一百二十
一百六十 第六十	一百五十七 第一百二十
一百五十一 第六十	一百五十八 第一百二十
一百五十二 第六十	一百五十九 第一百二十
一百五十三 第六十	一百六十 第一百二十</td

都道府県知事は、前項の規定により要請をするときは、当該要請に係る資源評価に必要な情報報を農林水産大臣に提供しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による場合のほか、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

(資源管理基本方針)

第十一條 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針(以下この章及び第二百二十五条第一項第一号において「資源管理基本方針」という。)を定めるものとする。

2 資源管理基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 資源管理の目標

三 特定水産資源(漁獲可能量による管理を行う水産資源をいう。以下同じ。)及びその管理年度(特定水産資源の保存及び管理を行う年度をいう。以下この章において同じ。)

四 特定水産資源ごとの大臣管理区分(農林水産大臣が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。)

五 特定水産資源ごとの漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

六 大臣管理区分ごとの漁獲量(第十七条第一項に規定する漁獲割当管理区分以外の管理区分にあつては、漁獲量又は漁獲努力量。第十四条第二項第四号において同じ。)の管理の手法

七 漁獲可能力による管理以外の手法による資源管理に関する事項

八 その他資源管理に関する重要な事項

3 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

4 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による資源管理基本方針の変更について準用する。(資源管理の目標等)

第十二条 前条第二項第二号の資源管理の目標は、資源評価が行われた水産資源について、水

二 産資源ごとに次に掲げる資源量の水準（以下、「資源水準」という。）の条及び第十五条第二項において「資源水準」を定めるものとする。

一 最大持続生産量（現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値をいう。次号において同じ。）を実現するため維持し、又は回復させるべき目標となる値（同号及び第十五条第二項において「目標管理基準値」という。）

二 資源水準の低下によつて最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回つた場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（第十五条第二項第二号において「限界管理基準値」という。）

三 水産資源を構成する水産動植物の特性又は資源評価の精度に照らし前項各号に掲げる値を定めることのできないときは、当該水産資源の漁獲量又は漁獲努力量の動向その他の情報を踏まえて資源水準を推定した上で、その維持し、または回復させるべき目標となる値を定めるものとする。

四 前条第二項第五号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

（国際的な枠組みとの関係）

第三十三条 農林水産大臣は、資源管理基本方針を定めるに当たつては、水産資源の持続的な利用に関する国際機関その他の国際的な枠組み（我が国が締結した約束その他の国際約束により設けられたものに限る。以下この条及び第五十二条第二項において「国際的な枠組み」という。）において行われた資源評価を考慮しなければならない。

農林水産大臣は、資源管理基本方針において資源管理の目標その他の資源管理に関する事項が決定され、又は変更されたときは、資源管理基本方針に検討を加え、必要があると認め

第十四条	都道府県知事は、資源管理基本方針に関する事項を定めることに付する旨の意をもつて、都道府県資源管理方針を定めなければならない。
一 資源管理に関する基本的な事項	即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。
二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）	都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
三 特定水産資源ごとの漁獲可重量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準	一 資源管理に関する基本的な事項
四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法	二 特定水産資源ごとの知事管理区分をいう。以下この章において同じ。）
五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	三 特定水産資源ごとの漁獲可重量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準
六 その他の資源管理に関する重要事項	四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。	五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。	六 その他の資源管理に関する重要事項
都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。
農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針方に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべきことを通知しなければならない。	都道府県資源管理方針を定めなければならない。
都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。	都道府県資源管理方針を定めなければならない。
都道府県資源管理方針を定めなければならない。	都道府県資源管理方針を定めなければならない。

争	水	自	に	方	向	直	は	支	は	対	に	道	定	支	定	云	と	流	貴	理	道	の	府	り	に
針について検討を行い、必要があると認めるとときは、これを変更するものとする。	10	第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。	第三節	漁獲可能量による管理	第一款	漁獲可能量等の設定	(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)	第十五条	農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。	一 漁獲可能量	二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量(以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)	三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量(以下この節及び第二百一十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。)	農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。	一 資源水準の値が目標管理基準値を下回つている場合(次号に規定する場合を除く。)は、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。	二 資源水準の値が限界管理基準値を下回つている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従つて、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。	三 資源水準の値が目標管理基準値を上回つている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。	四 第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。	農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。	4	3	3	2	2	1	

漁獲割当量設定者が当該管理年度において採捕した特定水産資源の数量を減じた数量よりも大きいと認められる場合

でなければ、当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を目的として当該特定水産資源の採捕をしてはならない。

年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分においては、その設定を受けた年次漁獲割当量

定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕し、又は第二十七条の規定による命令に違反したときは、農林水産省令で定めることにより、その設定を受けた漁獲割当割合を減ずる処分をすることができる。

第三十二条 農林水産大臣は、次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、それぞれ該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

4 3 年次漁獲割当量設定者が死亡し、解散し、又は分割（年次漁獲割当量を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により年次漁獲割当量を承継すべき者を定めたときは、その者、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて年次漁獲割当量を承継した法人は、当該年次漁獲割当量設定者の地位（相続又は分割により年次漁獲割当量の一部を承継した者にあつては、当該一部の年次漁獲割当量に係る部分に限る。）を承継する。前項の規定により年次漁獲割当量設定者の地

を超えて当該漁獲割当の対象となる特定水産資源の採捕をしてはならない。
（漁獲量等の報告）

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三款 漁獲量等の総量の管理
(漁獲量等の報告)

第三十条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条に

位を承継した者は、承継の日から一月以内にその旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
(適格性の喪失等による取消し)

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。
(亭伯命令等)

漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が第十八条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消さなければならぬい。

農林水産大臣及び都道府県知事は、漁獲割当割合設定者又は年次漁獲割当量設定者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、これらの者が設定を受けた漁獲割当割合及び年次漁獲割当量を取り消すことができる。

一 第十七条第四項の規定により漁獲割当割合

第二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源の採捕をし、かつ、当該採捕を引き続きするおそれがあるときは、当該採捕をした者が使用的船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該採捕に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

の設定を有資格者に限る場合において、有資格者でなくなつた場合
二 第十八条第一項第五号に掲げる者に該当することとなつた場合
前二項の規定による処分に係る聴聞の期日には

第二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資

（政令への委任）
い。おける審理は、公開により行わなければならぬ
第二十四条 第十七条から前条までに定めるもの
のほか、漁獲割当管理原簿への記録その他漁獲
割当てに関する必要な事項は、政令で定める。
（採捕の制限）

源を探捕したときは、その超えた部分の数量を基準として農林水産省令で定めるところにより算出する数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。

第二十五条 漁獲割当管理区分においては、当該漁獲割当管理区分に係る年次漁獲割当量設定者

漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が第二十五条第二項の規定に違反してその設定

が当該全ての大臣管理区分に係る大臣管理漁獲可能な量の合計を超えており、又は超えるおそれがある場合、当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

三 特定水産資源の漁獲量の総量が当該特定水産資源の漁獲可能な量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該全ての大臣管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するとの認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理区分の漁獲可能な量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能な量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合、当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者（停泊命令等）

第三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の命令を受けた者が当該命令に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあるときは、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他特定水産資源の採捕の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

第三十五条 都道府県知事は、都道府県別漁獲可能な量の管理を行うに当たり特に必要があると認めることは、農林水産大臣に対し、第百二十二条第三項の規定により同条第一項の指示について必要な指示をすることを求めることができること。

ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整をいう。以下同じ。）のため漁業者及びその使用する船舶（船舶において使用する漁ろう設備を含む。）について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたることその他の政令で定める事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

農林水産大臣は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
(許可を受けた者の責務)

第三十七条 前条第一項の農林水産省令で定める漁業（以下「大臣許可漁業」という。）について同項の許可（以下この節（第四十七条を除く。）において単に「許可」という。）を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組みを自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。
(起業の認可)

第三十八条 許可を受けようとする者であつて現に船舶を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに、あらかじめ起業につき農林水産大臣の認可を受けることができる。

第三十九条 前条の認可（以下この節において「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、農林水産大臣は、次条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から農林水産大臣の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。
(許可又は起業の認可をしない場合)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合は、農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしてはならない。

二 申請者が次条第一項に規定する適格性を有する者でない場合
二 その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不當な集中に至るおそれがある場合

起業の認可をしないときは、あらかじめ、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

前項の意見の聴取に際しては、当該申請者はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第四十一条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。

二 暴力団員等であること。

三 法人であつて、その役員又は政令で定める使用者のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

五 許可を受けようとする船舶が農林水産大臣の定める基準を満たさないこと。

六 その申請に係る漁業を適確に営むに足りる生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。

農林水産大臣は、前項第五号の基準を定め、又は変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第四十二条 農林水産大臣は、許可(第三十九条第一項及び第四十五条の規定によるものを除く。以下この条において同じ。)又は起業の認可(第四十五条の規定によるものを除く。以下の条において同じ。)をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、当該大臣許可漁業に係る船舶の数及びその操業の実態その他的事情を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期、漁具の種類その他の農林水産省令で定める事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

前項の申請すべき期間は、三月を下ることができない。ただし、農林水産省令で定める緊急措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

3 を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならぬ。ただし、前項ただし書の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

5 第一項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者（次項において「申請者」という。）に対しても、農林水産大臣は、第四十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第一項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にいかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

7 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

8 (公示における留意事項)

9 第四十三条 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、前条第一項の規定による公示をするに当たっては、当該大臣許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。

10 (許可等の条件)

11 第四十四条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に付ける条件を付けることができる。

12 農林水産大臣は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法第十三条规定の規定による意見陳述のための手続の区分に従い、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。(継続の許可等)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第四十条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

一 許可を受けた者が、その許可の有効期間満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

二 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

三 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から六月以内(その許可の有効期間中に限る)に他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

四 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該大臣許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(許可の有効期間)

第五十六条 許可の有効期間は、漁業の種類ごとに五年を超えない範囲内において農林水産省令で定める期間とする。ただし、前条(第一号を除く)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 農林水産大臣は、漁業調整のため必要な限度において、水産政策審議会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第五十七条 大臣許可漁業の許可を受けた者が、第四十二条第一項の農林水産省令で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業を営もうとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。(相続又は法人の合併若しくは分割)

(第四十八条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可又は起業の死)

認可を受けた船舶を承継させるものに限る。)をしたときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により大臣許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人又は分割によつて当該船舶を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

一 許可を受けた船舶を当該大臣許可漁業に使用することを廃止したとき。

二 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

三 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失つたとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第五十条 許可を受けた者は、一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。(休業による許可の取消し)

第五十一条 農林水産大臣は、許可を受けた者が(休業による許可の取消し)

2 農林水産省令で定める期間を超えて休業したときは、その許可を取り消しができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第五十五条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び第百十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第百二十二条第一項の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、第百二十一條第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する第百二十条第十一項の規定による命令により大臣許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

(公益上の必要による許可等の取消し等)

3 第一条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(第五十五条 農林水産大臣は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業

(資源管理の状況等の報告等)

第五十二条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めることにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

2 農林水産大臣は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に對し、衛星船測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることがができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

(勧告)

第五十三条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第四十一条第一項第六号に該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を受けた者に対し、必要な措置を講すべきことを勧告するものとする。

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第五十四条 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が第四十条第一項第二号又は第四十一条第一項各号(第六号を除く)のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 農林水産大臣は、許可又は起業の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

1 漁業に関する法令の規定に違反したとき。

2 前条の規定による勧告に従わないとき。

3 農林水産大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一条の規定による命令、第百二十一條第一項の規定による命令、第百二十二条第一項の規定による命令、第百二十一條第一項の規定による命令にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

6 都道府県知事は、第一項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

7 農林水産大臣は、第一項の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、次に掲げる事項を定めることができること。

一 当該漁業について都道府県知事が許可をす

の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、同条中「第十一条第五項」とあるのは、「漁業法第五十五条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

3 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三号)第十二条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条中「第十一条第五項」とあるのは、「漁業法第五十五条第一項」と、「同条第四項の告示の日」とあるのは「その許可の取消しの日」と読み替えるものとする。

2 許可証の書換え交付、再交付及び返納に関する事項は、農林水産省令で定める。

(都道府県知事による漁業の許可)

第五十七条 大臣許可漁業以外の漁業であつて農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の農林水産省令は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

3 農林水産省令は、第一項の農林水産省令を制定し、又は改廃しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

4 第一項の規則は、都道府県知事が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶等について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。

二 農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をことができるときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。
 三 その他農林水産省令で定める事項

9 農林水産大臣は、前項の事項を定めようとするときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならない。
 都道府県知事は、第七項の規定により定められた事項に違反して第一項の許可をしてはならない。

(知事許可漁業の許可への準用)

第五十八条 第三十七条から第四十条まで、第四十一条第一項（第六号を除く。）及び第二項、第四十二条（第二項ただし書及び第三項ただし書を除く。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第四十六条、第四十七条、第四十九条から第五十二条まで、第五十四条並びに第五十六条の規定は、前条第一項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第三十七条中「同項」とあるのは「第五十七条第一項」と、第三十八条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第四十一条第一項第五号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同一条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十二条第一項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第二項本文中「三月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類」とに規則で定める期間とする」と、同条第三項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第五項中「船舶」とあるのは「船舶」の基準を定め、これに従つて」とあるのは「規則」と、同条第二項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第四十七条及び第五十一条第一項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第五十二条

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十九条 この章に定めるもののほか、大臣許可漁業及び知事許可漁業の手続その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 漁業権及び沿岸漁場管理

第一节 総則

(定義)

第六十条 この章において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。この章において「定置漁業権」とは、定置漁業を営む権利をいい、「区画漁業権」とは、区画漁業を営む権利をいい、「共同漁業権」とは、共同漁業を営む権利をいう。

3 この章において「定置漁業」とは、漁具を定置して営む漁業であつて次に掲げるものをいう。

4 この章において「区画漁業」とは、次に掲げる漁業をいう。

5 この章において「共同漁業」とは、内水面（海面以外の水面）における漁業である。

6 この章において「動力漁船」とは、推進機関を備える船舶であつて次の各号のいずれかに該当するものをいう。

7 この章において「動力漁船」とは、専ら漁業に従事する船舶である。

8 この章において「動力漁船」とは、練習に従事する船舶又は漁業の取締りに從事する船舶であつて漁ろう設備を有するものである。

9 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

1 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

3 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

4 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

5 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

6 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

7 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

8 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

9 この章において「海区漁場計画」とは、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県は、その管轄に属する海面において、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

1 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

2 海区漁場計画においては、海区（第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 海区漁場計画においては、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

4 この章において「入漁権」とは、設定行為に基づき、他人の区画漁業権（その内容たる漁業を自ら営まない漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が免許を受けるものに限る。）又は共同漁業権（以下この章において「団体漁業権」と総称する。）に属する漁場において当該団体漁業権の内容たる漁業の全部又は一部を営む権利をいう。

5 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

6 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

7 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

8 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

9 この章において「保全活動」とは、水産動植物の生育環境の保全又は改善その他沿岸漁場の保全のための活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。

第一項中「農林水産省令」とあるのは、「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第二項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第五十四条第二項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第五十六条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 海区漁場計画及び内水面漁場計画

第一款 海区漁場計画

(海区漁場計画)

第六十二条 都道府県は、その管轄に属する海面において、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものとする。ただし、管轄に属する海面を有しない都道府県知事にあつては、この限りでない。

1 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

(海区漁場計画の要件等) 第六十三条 海区漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有效地に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号からハまでに掲げる事項が当該漁業権とおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前号第二項第一号ニについて、第七十五条第一項の期間より短い期間を定めるに当たつては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

六 それぞれの保全沿岸漁場が、海区に設定される漁業権の内容たる漁業の使用と調和しつゝ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること。都道府県知事は、海区漁場計画の作成に当たつては、海区に係る海面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない海面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聽かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて、海区漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成し、公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めたときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成するときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めたところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他の農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらとの申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

2 第六十五条 農林水産大臣は、前条第二項の検討の結果を踏まえて、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他の海区漁場計画に関する指示をすることができる。(農林水産大臣の助言)

3 第六十六条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に該当するときは、都道府県知事に対し、海区漁場計画を変更すべき旨の指示その他の海区漁場計画に関して必要な指示をすることができる。

4 第六十七条 第二款 内水面漁場計画 第六十七条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第六十八条 定置漁業及び区画漁業は、漁業権又は入漁権に基づくものでなければ、営んではならない。

3 第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。(漁業の免許)

4 第七十一条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。(免許をしない場合)

5 第七十二条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれかに該当しない者とする。

6 第七十三条 個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれかに該当しない者とする。

7 第七十四条 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であつて、次の各号に掲げる団体漁業権の種類に応じ、当該各号に定めるものとする。

8 第七十五条 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該現に存する区画漁業権とおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権、その組合員(漁業協同組合連合会の場合は、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるもの。

9 第七十六条 団体漁業権(前号に掲げるものを除く。)その組合員(漁業協同組合連合会の場合に

が得られないときは、最高裁判所の定める手続による)、第六十三条第一項(第六号を除く。)及び第二項並びに第六十四条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「海区(第一百三十六条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)」と、「とあるのは「次に」と、第六十四条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれら」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

第三節 漁業権

第一款 漁業の免許

(漁業権に基づかない定置漁業等の禁止)

(漁業の免許)

<h5

は、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業(海面における漁業のうち総トン数二十トン以上の動力漁船を使用して行う漁業以外の漁業をいう。以下この条及び第一百六条第四項において同じ。)を営む者(河川以外の内水面における漁業を内容とする漁業權にあつては当該内水面において一年に三十日以上漁業を営む者、河川における漁業を内容とする漁業權にあつては当該河川において一年に三十日以上水産動植物の採捕又は養殖をする者。以下この号及び第五項において同じ。)の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に九十日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分之二以上であるもの前項の規定により世帯の数を計算する場合において、当該漁業を営む者が法人であるときは、当該法人(株式会社にあつては、公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下この項において同じ。)の組合員、社員若しくは株主又は当該法人の組合員、社員若しくは株主である法人の組合員、社員若しくは株主のうち当該漁業の漁業従事者である者の属する世帯の数により計算するものとする。

4 第二項の規定は、二以上の漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が共同してした申請について準用する。この場合において、同項中「その組合員」とあるのは「それらの組合員」と、「その会員」とあるのは「それらの会員」と読み替えるものとする。

5 第二項第一号に掲げる団体漁業権の関係地区内に住所を有し当該団体漁業権の内容たる漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合若しくはその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会が同号に定める漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会に対しても申請することを申し出た場合には、申し出を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、正當な事由がなければ、これを拒むことができない。

6 第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により適格性を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が団体漁業権の内容たる漁業の免許を受けた場合には、その免許の際に当該団体漁業権の関係地区内に住所を有する者を営む者であつた者を組合員とする漁業協同組合又はその漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会は、都道府県知事の認可を受け、当該免許を受けた漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に対し当該団体漁業権を共有すべきことを請求することができる。この場合には、第七十九条第一項の規定は、適用しない。

7 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

8 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が第一種共同漁業又は第五種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した場合においては、海区漁業調整委員会は、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会と関係地区内に住所を有する漁業者(個人に限る。)又は漁業従事者であつてその組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)でないものとの関係において当該共同漁業権の行使を適切にするため、第二百二十条第一項の規定に従い、必要な指示をするものとする。

(免許をすべき者の決定)

第七十三条 都道府県知事は、第六十四条第六項の申請期間内に漁業の免許を申請した者に対しは、第七十一条第一項各号のいずれかに該当する場合を除き、免許をしなければならない。

2 前項の場合において、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、都道府県知事は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をするものとする。

一 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(以下この号において「満了漁業権」という。)とおおむね等しいと認められるものとして設定される漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であつて、その者が当該満了漁業権に係る漁場を適切かつ有效地に活用していると認められる場合

を通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

（漁業権者の責務）

第二款 漁業権の性質等

（漁業権の責務）

第七十四条 漁業権を有する者(以下この節及び第一百七条第七項において「漁業権者」という。)は、当該漁業権に係る漁場を適切かつ有效地に活用するよう努めるものとする。

（漁業権の責務）

第七十五条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、区画漁業権(真珠養殖業を内容とするものその他の農林水産省令で定めるものに限る。)及び共同漁業権にあつては十年、その他の漁業権にあつては五年とする。

（漁業権の存続期間）

第七十六条 漁業権の存続期間は、同項の規定にかかるまで定めた期間とする。

（漁業権の分割又は変更）

第七十七条 漁業権は、物権とみなしう土地に関する規定を準用する。

（漁業権の性質）

第七十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第七十九条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的とすることができる。ただし、個別漁業権についての組合員(以下この項において同じ。)が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとする。

（漁業権の移転の制限）

第八十条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権）

第八十一条 相続又は法人の合併若しくは分割によつて個別漁業権を取得した者は、取得の日から二月以内にその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（相続又は法人の合併若しくは分割によつて取得した個別漁業権）

第八十二条 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴き、前項の者が第七十二条第一項に規定する適格性を有する者でないと認めるときは、一定期間内に譲渡しなければその漁業権を取り消すべき旨をその者に通知しなければならない。

（水面使用の権利義務）

第八十三条 漁業権は、貸付けの目的とすることができない。

（登録した権利者の同意）

第八十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第二編第九章の規定は個別漁業権に、同編第八章から第十章までの規定は団体漁業権に、いずれも適用しない。

（抵当権の設定）

第八十五条 漁業権は、第百十七条第一項の規定により登録した先取特権若しくは抵当権を有す

は、漁業権に付加してこれと一体を成す物とみなす。個別漁業権が先取特権の目的である場合も、同様とする。

（登録した権利者の同意）

第八十六条 漁業権は、貸付けの目的とすることができない。

（貸付けの禁止）

第八十七条 漁業権は、物権とみなしう土地に関する権利義務(当該漁業権者が有する水面使用に関する権利義務を含む。)は、漁業権の処分に従う。

（登録した権利者の同意）

第八十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第八十九条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十一条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十二条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十三条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十四条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十五条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十六条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十七条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第九十九条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百一条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百三条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百四条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百五条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百六条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百七条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百九条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十一条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十二条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十三条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十四条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十五条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十六条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十七条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十八条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百十九条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十一条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十二条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十三条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十四条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十五条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十六条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（漁業権の移転の制限）

第一百二十七条 個別漁業権について抵当権を設定した場合において、その漁場に定着した工作物

は、民法第三百七十条の規定の準用に関する限り、都

る者（以下「登録先取特権者等」という。）又は同項の規定により登録した入漁権を有する者の同意を得なければ、分割し、変更し、又は放棄することができない。

第二 第七十七条第二項から第四項までの規定は、前項の同意について準用する。

（漁業権の共有）

第八十四条 漁業権の各共有者は、他の共有者の三分の二以上の同意を得なければ、その持分を処分することができない。

第二 第七十七条第二項から第四項までの規定は、前項の同意について準用する。

（漁業権の条件）

第八十五条 漁業権の各共有者がその共有に属する漁業権を変更するために他の共有者の同意を得ようとする場合においては、第七十七条第二項から第四項までの規定を準用する。

（漁業権の条件）

第八十六条 都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる。

第二 前項の条件を付けようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

第三 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定により漁業権に条件を付けるべきことを指示することができる。

第四 免許後に第一項の条件を付けようとする場合における第二項の海区漁業調整委員会の意見については、第八十九条第四項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同条第四項中「前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨」とあるのは、「第八十六条第一項の規定により漁業権に条件を付けるべき旨」と読み替えるものとする。

（休業の届出）

第八十七条 個別漁業権を有する者が当該個別漁業権の内容たる漁業を一漁業時期以上にわたつて休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

（休業中の漁業許可）

第八十八条 前条の休業中においては、第七十二条第一項に規定する適格性を有する者は、第六十八条の規定にかかわらず、都道府県知事の許可を受けて当該休業中の個別漁業権の内容たる漁業を営むことができる。

2 前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

3 都道府県知事は、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合は、第一項の許可をしてはならない。

4 第一項の許可については、第七十一条第五項及び第六項、第八十六条、前条並びに次条から第九十四条までの規定を準用する。この場合において、第七十一条第五項中「第一項各号のいすれか」とあり、及び「同項各号のいすれか」とあるのは、「第八十八条第三項に規定する場合」と、第九十二条第一項中「第七十二条第一項又は第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条第一項と読み替えるものとするほか、必要な技術的諒替えは、政令で定める。

5 前各項の規定は、第九十二条第二項の規定に基づく処分により個別漁業権の行使を停止された期間中他の者が当該個別漁業権の内容たる漁業を営もうとする場合について準用する。
（休業による漁業権の取消し）

第六十九条 都道府県知事は、漁業権者がその有する漁業権の内容たる漁業の免許の日又は移転権に係る認可の日から一年間又は引き続き二年間休業したときは、当該漁業権を取り消すことができる。

2 漁業権者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第九十三条第一項の規定により漁業権の行使を停止された期間及び第一百九条第一項若しくは第二項の規定に基づく命令、第一百二十条の規定による指示、同条第十一項の規定による命令、第一百二十一條第一項の規定による指示又は同条第四項において読み替えて準用する第一百二十条第十一項の規定による命令により漁業権の内容たる漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第一項の規定により漁業権を取り消そうとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬ。

4 海区漁業調整委員会は、前項の場合において、漁業権を取り消すべき旨の意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該漁業権者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。前項の意見の聴取に際しては、当該漁業権者の代理人は、当該事案について弁明しきつ、証拠を提出することができる。

6 当該漁業権者又はその代理人は、第四項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、都道府県知事に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の資料の閲覧を求めることができる。この場合において、都道府県知事は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

7 前三項に定めるもののほか、海区漁業調整委員会が行う第四項の意見の聴取に関し必要な事項は、政令で定める。

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十九条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な措置を講ずるものとする。

(指導及び勧告)

第九十一条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用法を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

一 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が當む漁業の生産活動に支障を及ぼしそれぞれ又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。

二 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従つていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。

3 前二項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

(適格性の喪失等による漁業権の取消し等)

第九十二条 漁業の免許を受けた後に漁業権者が第七十二条第一項又は第二項(司条第四項)によ

- 競売による売却代金は、競売の費用及び登録先取特権者等に対する債務の弁済に充て、その残金は国庫に帰属する。

5 買受人が代金を納付したときは、漁業権の取消しは、その効力を生じなかつたもののみなす。

(漁場に定着した工作物の買取り)

第九十六条 漁場に定着する工作物を設置して漁業権の価値を増大させた漁業権者は、その漁業権が消滅したときは、その消滅後に当該工作物の利用によつて利益を受ける漁業の免許を受けた者に対し、時価で当該工作物を買い取るべきことを請求することができる。

(第三款 入漁権)

第九十七条 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は、入漁権を取得することができない。

(入漁権の性質)

第九十八条 入漁権は、物権とみなす。

1 入漁権は、譲渡又は法人の合併若しくは分割による取得の目的となるほか、権利の目的となることができない。

2 入漁権は、漁業権者の同意を得なければ、譲渡することができない。

(入漁権の内容の書面化)

第九十九条 入漁権については、書面により次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 入漁すべき区域

二 入漁すべき漁業の種類及び漁獲物の種類並びに漁業時期

三 存続期間の定めがあるときはその期間

四 入漁料の定めがあるときはその事項

五 漁業の方法について定めがあるときはその事項

六 漁船、漁具又は漁業者の数について定めがあるときはその事項

七 入漁者の資格について定めがあるときはその事項

八 その他入漁の内容

(裁定による入漁権の設定、変更及び消滅)

第一百条 入漁権の設定を求めた場合において漁業権者が不适当にその設定を拒み、又は入漁権の内容が適正でないと認めてその変更若しくは消滅を求めた場合において相手方が不适当にその変更若しくは消滅を拒んだときは、入漁権の設定変更又は消滅を拒まれた者は、海区漁業調整委

員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に関する裁定を申請することができる。

第一百四条 入漁料は、入漁しないときは、支払わなくててもよい。

- | | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 員会に対して、入漁権の設定、変更又は消滅に | 第百四条 入漁料は、入漁しないときは、支払わ |
| 前項の規定による裁定の申請があつたときに | 関する裁定を申請することができる。 |
| は、海区漁業調整委員会は、相手方にその旨を | 通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。 |
| 前項の規定による裁定の申請の相手方は、 | 前項の公示の日から二週間以内に、海区漁業調整委員会に意見書を提出することができる。 |
| 海区漁業調整委員会は、前項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。 | た後に審議を開始しなければならない。 |
| 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。 | 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。 |
| 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 | 裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。 |
| 一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合 | 一 入漁権の設定に関する裁定の申請の場合にあつては、設定するかどうか、設定する場合 |
| はその内容及び設定の時期 | はその内容及び設定の時期 |
| 二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合 | 二 入漁権の変更に関する裁定の申請の場合にあつては、変更するかどうか、変更する場合 |
| はその内容及び変更の時期 | はその内容及び変更の時期 |
| 三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる | 三 入漁権の消滅に関する裁定の申請の場合にあつては、消滅させるかどうか、消滅させる |
| 場合は消滅の時期 | 場合は消滅の時期 |
| 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、 | 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、 |
| 遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。 | 遅滞なく、その旨を裁定の申請の相手方に通知し、かつ、農林水産省令の定めるところにより、これを公示しなければならない。 |
| 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。 | 前項の公示があつたときは、その時に、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。 |
| (入漁権の存続期間) | (入漁権の存続期間) |
| 第一百一条 存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。ただし、入漁権を有する者は(第三百三条において「入漁権者」という。)は、いつでもその権利を放棄することができる。 | 第一百一条 存続期間について別段の定めがない入漁権は、その目的たる漁業権の存続期間中存続するものとみなす。ただし、入漁権を有する者は(第三百三条において「入漁権者」という。)は、いつでもその権利を放棄することができる。 |
| (入漁料の不払等) | (入漁料の不払等) |
| 第二百二条 第八十四条及び第八十五条の規定は、入漁権を共有する場合について準用する。 | 第二百二条 第八十四条及び第八十五条の規定は、入漁権を共有する場合について準用する。 |
| 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支払を怠り、又は破産手続開始の決定を受けたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができるとする。 | 入漁権者が引き続き二年以上入漁料の支払を怠り、又は破産手続開始の決定を受けたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができるとする。 |
| 第三百三条 入漁権者が入漁料の支払を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができるとする。 | 第三百三条 入漁権者が入漁料の支払を怠つたときは、漁業権者は、その入漁を拒むことができるとする。 |
| 第四款 漁業権行使規則等 | 第四款 漁業権行使規則等 |
| 組合員行使権 | 組合員行使権 |
| 第五百五条 団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合の組合員又は団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員(いずれも漁業者又は漁業従事者であるものに限る。)であつて、当該団体漁業権又は入漁権に係る漁業権行使規則又は入漁権行使規則で規定する資格に該当するものは、当該漁業権行使規則又は入漁権行使規則に基づいて当該団体漁業権又は入漁権の範囲内において漁業を営む権利(以下「組合員行使権」という。)を有する。 | 第五百五条 団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合の組合員又は団体漁業権若しくは入漁権を有する漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。 |
| 組合員行使権規則及び入漁権行使規則(以下この項において「行使規則」という。)には、次に掲げる事項を規定するものとする。 | 組合員行使権規則及び入漁権行使規則(以下この項において「行使規則」という。)には、次に掲げる事項を規定するものとする。 |
| 一 組合員行使権を有する者(以下この項において「組合員行使権者」という。)の資格 | 一 組合員行使権を有する者(以下この項において「組合員行使権者」という。)の資格 |
| 二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項 | 二 漁業権又は入漁権の内容たる漁業につき、法その他組合員行使権者が当該漁業を営む場合において遵守すべき事項 |
| 三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額 | 三 組合員行使権者がその有する組合員行使権に基づいて漁業を営む場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が当該組合員行使権者に金銭を賦課するときは、その額 |
| 四 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)の規定による総会(総会の部会及び総代会を含む。)の決議前に、その組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者(第七十二条第二項第二号の要件に該 | 四 区画漁業又は第一種共同漁業を内容とする団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、その有する団体漁業権について漁業権行使規則を定めようとするときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)の規定による総会(総会の部会及び総代会を含む。)の決議前に、その組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合の組合員)のうち、当該漁業権に係る漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者(第七十二条第二項第二号の要件に該 |

当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有

- 当することにより同項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により適格性を有するとされた者に係る団体漁業権にあつては当該沿岸漁業を営む者（河川以外の内水面における漁業を内容とする團体漁業権にあつては当該内水面において漁業を営む者、河川における漁業を内容とする団体漁業権にあつては当該河川において水産動植物の採捕又は養殖をする者）であつて当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの三分の一以上の書面による同意を得なければならぬ。

前項の場合において、水産業協同組合法第二十一条第三項（同法第八十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法（同法第十二条の三第四項に規定する電磁的方法をいう。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該漁業権行使規則についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、当該書面による同意を得たものとみなす。

前項前段の電磁的方法（水産業協同組合法第十二条の三第五項の農林水産省令で定める方法を除く。）により得られた当該漁業権行使規則についての同意は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該漁業協同組合又は漁業協同組合連合会に到達したものとみなす。

行使規則は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

8 都道府県知事は、申請に係る行使規則が不当に差別的であると認めるときは、これを認可してはならない。

9 第四項から第六項までの規定は漁業権行使規則の変更又は廃止について、第七項の規定は行使規則の変更又は廃止について、前項の規定は行使規則の変更について準用する。この場合において、第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際ににおいて当該漁業権の内容たる漁業を営む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を営む者」と読み替えるものとする。

行使規則は、当該行使規則を制定した漁業協同組合の組合員又は漁業協同組合連合会の会員たる漁業協同組合の組合員以外の者に対しても、効力を有しない。

(総会の部会についての特例)

第一百七条 団体漁業権を有する漁業協同組合が当該団体漁業権に係る総会の部会(水産業協同組合法第五十一条の二第一項に規定する総会の部会をいう)を設けている場合においては、当該総会の部会は、当該団体漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する団体漁業権とおおむね等しいと認められるものとして設定される団体漁業権の取得について、総会の権限を行うことがであります。

(組合員の同意)

第一百八条 第百六条第四項から第六項までの規定は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会がその有する団体漁業権を分割し、変更し、又は放棄しようとする場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該漁業権に係る漁業の免許の際ににおいて当該漁業権の内容たる漁業を當む者」とあるのは、「当該漁業権の内容たる漁業を當む者」と読み替えるものとす

(沿岸漁場管理)

第四節 沿岸漁場管理

第一百九条 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、当該海区漁場計画で設定した保全沿岸漁場

ごとに、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、沿岸漁場管理団体

として指定することができる。

一次条に規定する適格性を有する者であるこ

と。

二 役員又は職員の構成が、保全活動の実施に

支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 保全活動以外の業務を行つている場合に

は、その業務を行うことによって保全活動の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 都道府県知事は、保全活動の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、前項の規定による指定をするに当たり、条件を付け

ることができる。

五 都道府県知事は、第一項の規定により沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

六 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体の適格性

は、次の各号のいずれにも該当しない者とす
る。

一 その役員又は政令で定める職員のうちに暴

力団員等がある者であること。

二 暴力団員等がその事業活動を支配する者で

ること。

三 適確な経理その他保全活動を適切に実施す

るために必要な能力を有すると認められない

こと。

(沿岸漁場管理規程)

第一百十一条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。

(沿岸漁場管理規程)

第一百十二条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行ふものとする。

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に對し、当該協力を得るため必要があつせんをすべきことを求めることがある。

(活動従事者を除く。以下この節において

「活動従事者」という。)のうち保全沿岸漁場

において漁業を當む者及びその他の者の役割

分担その他の保全活動の円滑な実施の確保に関

する事項

一 水産動植物の生育環境の保全又は改善の

目標

二 保全活動を実施する区域及び期間

三 保全活動の内容

四 保全活動の実施に關し遵守すべき事項

五 保全活動に從事する者(第八号において

「活動従事者」という。)のうち保全沿岸漁場

において漁業を當む者及びその他の者の役割

分担その他の保全活動の円滑な実施の確保に関

する事項

六 保全活動により保全沿岸漁場において漁業

を當む者その他の者が受けると見込まれる利

益の内容及び程度

七 前号の利益を受けることが見込まれる者の

範囲

八 保全活動に要する費用の見込みに関する事

項(当該費用の一部の負担について前号の者

(活動従事者を除く。以下この節において

「受益者」という。)に協力を求めようとする

ときは、その額及び算定の根拠並びに使途を

含む。)

九 前各号に掲げるもののほか、保全活動に関

する事項であつて農林水産省令で定めるもの

を含む)。

二 不當に差別的なものでないこと。

三 受益者に第二項第八号の協力(第一百十三条

及び第一百十四条において単に「協力」とい

う。)を求めようとするときは、その額が利

益の内容及び程度に照らして妥当なものであ

ること。

(沿岸漁場管理団体の活動)

第一百十二条 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行ふものとする。

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に對し、当該協力を得るため必要があつせんをすべきことを求めることがある。

(協力が得られない場合の措置)

第一百十四条 前条第二項のあつせんを受けたにもかかわらず、なお受益者の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じてゐる場合において、第六十一条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更

するに当たり、当該意見を尊重するものとす

る。

第一百十五条 沿岸漁場管理団体は、前条第二項のあつせんをし

ておらず、なお受益者(保全沿岸漁場

において漁業を當む者に限る。)の協力が得ら

れないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動

を実施する上で支障が生じてゐると認めるとき

は、その指定を取り消すことができる。

二 前二項の場合には、第八十九条第三項から第

七項までの規定を準用する。

第五節 指定

（登録）

第一百十七条 漁業権並びにこれを目的とする先取特權、抵當権及び入漁権の設定、取得、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第九十

二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

4 前項の規定による登録は、登記に代わるもの

とする。

3 第二十一条第二項から第四項までの規定は、免

許漁業原簿について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による登録について必要な事項は、政令で定め

は、第五十八条において準用する第四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第八十六条第一項、第九十三条第一項若しくは第一百十九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

（保全活動の休廃止）

第一百十五条 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（二）都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管

理団体の指定は、その効力を失う。

（三）都道府県知事は、第一項の認可をしたとき

は、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第一百六条 都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行つておらず、又は第百九

条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に

対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該

条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

（保全活動への協力のあつせん）

第一百十三条 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実

施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に對し、当該協力を得るため必要があつせんをすべきことを求めることがある。

(協力が得られない場合の措置)

第一百十四条 前条第二項のあつせんを受けたにもかかわらず、なお受益者の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じてゐる場合において、第六十

一条第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更

するに当たり、当該意見を尊重するものとす

る。

第一百十五条 沿岸漁場管理団体は、前条第二項のあつせんをし

ておらず、なお受益者(保全沿岸漁場

において漁業を當む者に限る。)の協力が得ら

れないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動

を実施する上で支障が生じてゐると認めるとき

は、その指定を取り消すことができる。

二 前二項の場合には、第八十九条第三項から第

七項までの規定を準用する。

第五節 补則

（登録）

第一百十七条 漁業権並びにこれを目的とする先取特權、抵當権及び入漁権の設定、取得、保存、

移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第九十

二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

4 前項の規定による登録は、登記に代わるもの

とする。

3 第二十一条第二項から第四項までの規定は、免

許漁業原簿について準用する。

4 前三項に規定するもののほか、第一項の規定による登録について必要な事項は、政令で定め

能量又は知事管理漁獲可能量を超えないよう
に漁獲量の管理を行うために効果的なもので
あると認められるものであること。

五 特定水産資源以外の水産資源を対象とする
協定にあつては、この法律及びこの法律に基
づく命令その他関係法令により漁業者が遵守
しなければならない措置以外に当該水産資源
の保存及び管理に効果的と認められる措置が
定められていること。

六 その他農林水産省令で定める基準を満たし
ていること。

2 前項に規定するもののほか、協定の認定（協
定の変更の認定を含む。）及びその取消し並び
に協定の廃止に關し必要な事項は、政令で定め
る。

（協定への参加のあつせん等）

第一百二十六条 第百二十四条第一項の認定を受け
た協定（以下この条及び次条において「認定協
定」という。）に参加している者は、認定協定
の対象となる水域において認定協定の対象とな
る種類の水産資源について認定協定の対象とな
る種類の漁業を営む者であつて認定協定に参加
していないものに対し認定協定を示して参加を
求めた場合においてその参加を承諾しない者が
あるときは、農林水産省令で定めるところによ
り、同項の認定をした農林水産大臣又は都道府
県知事に対し、その者の承諾を得るために必要
なあつせんをすべきことを求めることができ
る。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規
定による申請があつた場合において、認定協定
に参加していない者の認定協定への参加が前条
第一項の規定に照らして相当であり、かつ、認
定協定の内容からみてその者に対し参加を求
めることができると認めるときは、あつ
せんをするものとする。

3 認定協定に参加している者は、その数が認定
協定の対象となる水域において認定協定の対象
となる水産資源について認定協定の対象となる
種類の漁業を営む者の全ての数の三分の二以上
であつて農林水産省令で定める割合を超えてい
ることその他の農林水産省令で定める基準に該
当するときは、農林水産省令で定めるところに
より、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、
認定協定の目的を達成するために必要な措置を
講ずべきことを求めることができる。

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規
定による申出があつた場合において、資源管理

のためには必要があると認めるときは、その申出
の内容を勘案して、第四十四条第一項若しくは
第二項（これらの規定を第五十八条において準
用する場合を含む。）、第五十五条第一項、第八
十六条第一項若しくは第三項、第九十三条第一
項若しくは第四項又は第一百十九条第一項若しく
は第二項の規定により必要な措置を講ずるもの
とする。

（実施状況の報告）

第一百二十七条 農林水産大臣又は都道府県知事
は、認定協定に参加している者に対し、認定協
定の実施状況について報告を求めることが可
能である。

（漁業監督公務員）

第一百二十八条 農林水産大臣又は都道府県知事
は、所部の職員の中から漁業監督官又は漁業監
督吏員を命じ、漁業に関する法令の励行に関する
事務をつかさどらせる。

2 漁業監督官の資格について必要な事項は、政
令で定める。

3 漁業監督官又は漁業監督吏員は、必要がある
と認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務
所、倉庫その他の場所に臨んでその状況若しく
は帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者
に對し質問をすることができる。

4 漁業監督官又は漁業監督吏員がその職務を行
う場合には、その身分を証明する証票を携帶
し、要求があるときはこれを提示しなければな
らない。

5 漁業監督官及び漁業監督吏員であつてその所
属する官公署の長がその者の主たる勤務地を管
轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事正と
協議をして指名したものは、漁業に関する罪に
關し、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十
一号）の規定による司法警察員として職務を行
う。

（漁業監督官と漁業監督吏員の協力）

第一百二十九条 農林水産大臣は、捜査上特に必要
があると認めるときは、都道府県知事に対し、
特種の事件につき、当該都道府県の漁業監督吏
員を漁業監督官に協力させるべきことを求める
ことができる。この場合においては、当該漁業
監督吏員は、捜査に必要な範囲において、農林
水産大臣の指揮監督を受けるものとする。

（特定水産動植物の採捕の禁止）

第一百三十二条 何人も、特定水産動植物（財産上
の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが
大きい水産動植物であつて当該目的による採捕
が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に
深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとし
て農林水産省令で定めるものをいう。次項第四
号及び第一百八十九条において同じ。）を採捕し
てはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用し
ない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量の
設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の
範囲内において採捕する場合

2 都道府県知事は、捜査上特に必要があると認
めるときは、農林水産大臣に対し、特定の事件
につき、漁業監督官の協力を申請することが可
能である。

（設置）

第二節 海区漁業調整委員会

第一百三十六条 海区漁業調整委員会は、海面につ
き農林水産大臣が定める海区に置く。

2 農林水産大臣は、前項の規定により海区を定
めたときは、これを公示する。

（構成）

第一百三十七条 海区漁業調整委員会は、委員をも
つて組織する。

2 委員が互選する。ただし、委員が会長を互選す
ることができないときは、都道府県知事が委員
の中からこれを選任する。

3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行
う。

（漁業監督官と漁業監督吏員の協力）

第一百三十八条 農林水産大臣は、漁業監督官に協
力させるべきことを求める

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用し
ない。

一 漁獲割当管理区分において年次漁獲割当量の
設定者がその設定を受けた年次漁獲割当量の
範囲内において採捕する場合

2 第三十六条第一項、第五十七条第一項、第
八十八条第一項（同条第五項において準用す
る場合を含む。）又は第一百十九条第一項の規

きる。この場合においては、農林水産大臣は、
適当と認めるときは、当該漁業監督官を協力さ
せるものとする。

（漁業監督吏員と都道府県の区域）

第一百三十条 漁業監督吏員は、前項に規定する場
合のほか、捜査のため必要がある場合において准
用する場合のほか、当該特定水產
動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が
軽微な場合として農林水産省令で定める場合
都道府県の区域外においても、その職務を行
うことができる。

（漁業調整のための措置）

第一百三十三条 国は、漁業調整の円滑な実施を確
保するため、水産資源の状況及び当該水産資源
の採捕の状況に照らし、当該水産資源の採捕に
使用される船舶の数又は操業日数の削減その他
の漁業者による漁獲努力量（第七条第三項に規
定する漁獲努力量をいう。）の調整を図るため
に必要な措置を講ずるものとする。

第六章 漁業調整委員会等

第一節 総則

（漁業調整委員会）

第一百三十四条 漁業調整委員会は、海区漁業調整
委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業
調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は、都道府県知事の監督
に、連合海区漁業調整委員会はその設置された
海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁
業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

（所掌事務）

第一百三十五条 漁業調整委員会は、その設置され
た海区又は海域の区域内における漁業に関する
事務を処理する。

利用することが必要かつ適當であつて他のものもをもつて代えることが著しく困難であるときには、都道府県知事の認可を受けて、当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に対し、これを使用する権利（次条において「使用権」という。）の設定に関する協議を求めることができる。

前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、同項の土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者、同項の認可を受けようとする者及び海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた後は、土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者は、第一項の協議が調うまでは、使用の目的たる漁業に支障を及ぼすおそれがない場合を除き、都道府県知事の許可を受けなければ、当該土地の形質を変更し、又は当該定着物を損壊し、若しくは取去すことができない。ただし、その協議が調わない場合には、次条第一項ただし書の期間内に同項の裁定の申請がないときは、この限りでない。

前項の許可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならない。

（使用権設定の裁定）

第一百六十六条 前条第一項の場合において、協議が調わず、又は協議をすることができないときは、同項の認可を受けた者は、使用権の設定に関する海区漁業調整委員会の裁定を申請することができる。ただし、同項の認可を受けた日から二月を経過したときは、この限りでない。

前項の規定による裁定の申請があつたときは、海区漁業調整委員会は、当該申請に係る土地又は土地の定着物の所有者その他これに關して権利を有する者は、前項の公示の日から二週間以内に海区漁業調整委員会に意見書を差し出すことができる。

5 委員会に対し、当該土地若しくは当該定着物の使用が三年以上にわたり、又は当該土地若しくは当該定着物の形質の変更を来すような使用権の設定をすべき旨の裁定をしようとする場合には、これに代えて、当該工作物又は当該定着物を買い取るべき旨の裁定をすべきことを申請することができる。

6 裁定の申請に係る土地の上に定着物を有する者は、第三項の意見書において、海区漁業調整委員会に對し、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合には当該工作物の移転料に関する裁定をすべき旨の裁定をしようとする場合にあつた後に設置されたものであるときは、この限りでない。

7 海区漁業調整委員会は、第三項の期間を経過した後に審議を開始しなければならない。

8 裁定は、その申請の範囲を超えることができない。

9 海区漁業調整委員会は、使用権を設定すべき旨の裁定をしようとする場合において第五項の申請があつたときは、当該工作物の移転料に関する裁定をしなければならない。

10 使用権を設定すべき旨の裁定又は買い取るべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 使用権を設定すべき土地若しくは土地の定着物並びに設定すべき使用権の内容及び存続期間又は買い取るべき土地若しくは土地の定着物

二 対価並びにその支払方法及び時期

三 土地又は土地の定着物の引渡しの時期

四 使用開始の時期

五 第五項の申請があつた場合においては移転料並びにその支払方法及び時期

11 海区漁業調整委員会は、裁定をしたときは、遲滞なく、その旨を当該土地又は当該定着物の所有者その他これに關して権利を有する者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

12 前項の公示があつたときは、裁定の定めるところにより当事者間に協議が調つたものとみなす。

2 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない。

3 前項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

4 農林水産大臣は、内水面における水産動植物の増殖のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項の規定による命令をすべきことを指示し、又は当該命令に係る増殖計画を変更すべきことを指示することができる。

(遊漁規則)

第一百七十二条 内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者は、当該漁場の区域においてその組合員(漁業協同組合連合会にあつては、その会員たる漁業協同組合の組合員)以外の者のする水産動植物の採捕(次項及び第五項において「遊漁」という。)について制限をしようとするときは、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の遊漁規則(以下この条において単に「遊漁規則」という。)には、次に掲げる事項を規定するものとする。

2 遊漁についての制限の範囲

3 遊漁料の額及びその納付の方法

4 遊漁承認証に関する事項

5 その他農林水産省令で定める事項

- 6 都道府県知事は、第一項又は第三項の認可を
　　したときは、漁業権者の名称その他の農林水産
　　省令で定める事項を公示しなければならない。
8 游漁規則は、都道府県知事の認可を受けなければ
　　ならぬ。その効力を生じない。その変更について
　　も、同様とする。

(内水面漁場管理委員会)

第一百七十二条 都道府県に内水面漁場管理委員会
　　を置く。ただし、その区域内に存する内水面に
　　おける水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模
　　が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会
　　を置くものに限る。）で政令で定めるものにあ
　　つては、都道府県知事は、当該都道府県に内水
　　面漁場管理委員会を置かないとができる。

2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監
　　督に属する。

3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区
　　域内に存する内水面における水産動植物の採
　　捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の
　　権限は、内水面における漁業に関しては、内水
　　面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項のだ
　　し書の規定により内水面漁場管理委員会を置か
　　ない都道府県にあつては、当該都道府県の知事
　　が指定する海区漁業調整委員会が行う。

(構成)

第一百七十三条 内水面漁場管理委員会は、委員を
　　もつて組織する。

2 委員は、当該都道府県の区域内に存する内水
　　面において漁業を営む者を代表すると認められ
　　る者、当該内水面において水産動植物の採捕、
　　養殖又は増殖をする者（漁業を営む者を除く。）
　　を代表すると認められる者及び学識経験がある
　　者の中から都道府県知事が選任した者をもつて
　　充てる。

3 前項の規定により選任される委員の定数は、
　　十人とする。ただし、農林水産大臣は、必要が
　　あると認めるときは、特定の内水面漁場管理委
　　員会について別段の定数を定めることができ
　　る。

四十六条まで、第一百五十七条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、内水面漁場管理委員会

第九章 雜則

- 四十六条まで、第一百五十七条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、内水面漁場管理委員会に準用する。この場合において、第一百四十四条第一項中「議会の同意を得て、これを」とあるのは「これを」と、第一百五十九条第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」とあるのは「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合（水産業協同組合法第十八条第二項の内水面組合をいう。）の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

- | | | | | | | | |
|---------|--------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | | | | | | |
| 3 | 2 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| （報告徴収等） | （漁業手数料） | （漁業手数料の額は、実費を勘案して農林水産省令で定める。） | （この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。） | （農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。） | （前項の金額に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六ヶ月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。） | （前項第一号に規定する处分によつて利益を受ける者があるときは、国は、その者に対し、同項の規定により補償すべき金額は、農林水産大臣が決定する。この場合において、農林水産大臣は、同項第二号に規定する行為に係る補償にあつては、当該行為をさせた広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を聴かなければならない。） | （前項の規定により補償すべき金額は、農林水産大臣は、同項第一号に規定する処分によつて利益を受ける者があるときは、国は、その者に対し、同項の規定により補償すべき金額の全部又は一部を負担させることができる。） |
| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 |
| （損失の補償） | （農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合） | （これらの処分を受けた者） | （広域漁業調整委員会又は水産政策審議会が第五十七条第二項の規定によりその委員又は委員会若しくは審議会の事務に従事する者をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合） | （農林水産大臣が前条第二項の規定により当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害になる物を移転し、若しくは除去させた場合） | （農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合） | （農林水産大臣が第五十五条第一項の規定により第三十六条第一項の許可又は第三十八条の起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命じた場合） | （第六項の規定により負担させる金額は、国税滞納処分の例によつて徴収することができる。） |

ただし、先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

る。この場合において、第二項中「前項」とあり、及び第三項中「第一項」とあるのは「第十五回」と、同項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「同項第二号」とあるのは「同項第一号及び第二号に規定する处分に係る補償にあつては海区漁業調整委員会の意見を補償にあつては海区漁業調整委員会の意見を同項第三号」と、「広域漁業調整委員会又は水産政策審議会の意見を」とあるのは「海区漁業調整委員会若しくは連合海区漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の意見を、それぞれと、第五項中「国」とあるのは「都道府県」と、第六項中「第一項第一号」とあるのは「第十三項第一号又は第二号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、第七項中「第五項」とあるのは「第五項並びに第八十九条第三項から第七項まで」と、第八項中「国税滞納処分」とあるのは「地方税の滞納処分」と、第十一項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第十三項第二号の漁業権（第九十三条第一項の規定により取り消されたものに限る。）又は第十三項第三号若しくは第四号」と、「国」とあるのは「都道府県」と、同項及び第十二項中「有する者」とあるのは「有する者（漁業権にあつては、登録先取特権者等に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（行政手続法の適用除外）

第一百七十八条 第二十七条及び第三十四条の規定、第八十六条第一項（免許後に条件を付ける場合に限る）、第八十九条第一項、第九十二条の規定（第一項及び第二項並びに第九十三条第一項の規定（これららの規定を第八十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに第一百六十六条の規定及び第三項、三百三十三条第一項（第二十五回第一項の規定に違反する行為に係るものに限る。）、第一百六十九条第二項並びに前条第十四条において準用する同条第六項の規定による处分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。第二十条第一項に規定する管理及び第一百七十七条第一項に規定する登録に関する处分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政不服審査法の適用の特例）

第一百七十九条 第百二十条第十一項（第一百二十一項第四項において準用する場合を含む。）の規

定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第四十三条第一項の規定の適用については、当該条件の附加又は命令は、同項第一号に規定する議を経て行われたものとみなす。

（審査請求の制限）

第一百八十一条 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会の処分又はその不作為については、審査請求をすることはできない。

(抗告訴訟)

の取扱い)
漁業調整委員会（広域漁業調整委

。又は内水面漁場管理委員会は、
行政事件訴訟法（昭和三十七年法律

2 前項の公示に關する必要な事項は、農林水産省令で定める。

第一百八十八条

規定により農林水産大臣の許可その要する漁業又は同条第一項の規定を要する漁業又は同条第二項の規則の規定により都道府の許可その他の処分を要する漁業に限りる。)

(経過措置) 第百八十九条 この法律の規定に基づき政令、農林水産省令、条例又は規則を制定し、又は改廃する場合においては、その政令、農林水産省令、条例又は規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第十一章 罰則

第一百八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三千万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二条第一項の規定に違反して特定水産動植物を採捕したとき。

二 前号の犯罪に係る特定水産動植物又はその製品を、情を知つて運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は处分の媒介若しくはあつせんをしたとき。

第三百九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第二百五十五条の規定に違反して特定水産資源を採捕したとき。

二 第二十七条、第三十三条、第三十四条又は第三百三十六条第一項の規定による命令に違反したとき。

三 第三百六条第一項又は第五十七条第一項の規定に違反して大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

四 第四十七条（第五十八条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに、第四十二条第一項（第五十八条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の農林水産省令又は規則で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業又は知事許可漁業を営んだとき。

五 大臣許可漁業の許可、漁業権又は第八十八条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき。

六 大臣許可漁業、知事許可漁業若しくは第八十八条第一項（同条第五項において準用する

場合を含む。)の規定により許可を受けた漁業の停止中その漁業を営み、第六十条第二項に規定する定置漁業権若しくは区画漁業権の行使の停止中その漁業を営み、又は同項に規定する共同漁業権の行使の停止中その漁場において行使を停止した漁業を営んだとき。

七 第六十八条の規定に違反して定置漁業又は区画漁業を営んだとき。

八 第百十九条第一項の規定による禁止に違反して漁業を営み、又は同項の規定による許可を受けないで漁業を営んだとき。

九 第百二十条第十一項(第一百二十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第一百九十二条 前三条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第五十二条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

三 第五十二条第三項(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

四 知事許可漁業の許可に付けた条件に違反して漁業を営んだとき。

五 第八十二条の規定に違反して漁業権を貸付けの目的としたとき。

六 第百二十八条第三項の規定による漁業監督官又は漁業監督員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

七 第百六十五条第四項の規定に違反したとき。

八 第百七十六条第二項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

九 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

一百九十四条 第百八十九条から第百九十一條まで又は前条第五号の罪を犯した者は、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第一百九十五条 漁業権又は組合員行使権を侵害したときは、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

二 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三百九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五十八条(第五十八条において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

二 第百二十二条の規定による命令に違反したとき。

三百九十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、第一百八十九条から第一百九一条まで、第一百九十三条、第一百九十五条第一項又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第一百九十八条 第二十二条第四項、第二十二条第四項、第四十八条第二項、第四十九条第二項(第五十八条において準用する場合を含む。)又は第八十条第一項の規定による届出を怠つた者は、十万元以下の過料に処する。

附 則

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して三箇月をこえない期間内において、各規定のうち中型まき網漁業に係る部分、小型機船底びき網漁業に係る部分及び瀬戸内海機船底びき網漁業に係る部分ごとに、政令で定める。

附 則 (昭和二十六年一月一五日法律第三〇九号)抄

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年四月七日法律第一三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月八日法律第一六三号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二九年六月八日法律第一七〇号)抄

この法律は、昭和三十年三月一日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六二号)抄

この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇八号)抄

この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則

1 この法律は、政令で定める。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二六二号)抄

この法律は、政令で定める。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇八号)抄

この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。

附 則

1 この法律は、政令で定める。

附 則 (昭和二七年八月一六日法律第三〇八号)抄

この法律は、政令で定める。

項、第二百一条の十四第一項及び第三項、第二百一条の十五、第二百十条、第二百十一条、第二百十七条、第二百十九条、第二百二十条第二項、第二百五十五条の四、第二百五十四条の二並びに第二百六十三条第五号の四、第六号、第六号の二及び第十三号並びにこの法律による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）第三条及び第十一条並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十二条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という）以後その選挙の期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前例による。

附 則（昭和五三年四月二四日法律第二百七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五五年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年八月二四日法律第八七号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一九日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年四月七日法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五九年五月一一日法律第二三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六〇年五月一八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六一年二月一三日法律第一九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成元年一二月一九日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年二月一日から施行する。

附 則（平成元年一二月一二日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二年二月一日から施行する。

附 則（平成二年三月一一日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則（平成六年三月一一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則（平成六年一二月二五日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成七年法律第二号）の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則（平成七年一二月一九日法律第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成七年一二月二〇日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年五六日法律第四七

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

百七十九号) 第十三条第八項及び第九項並びに第二十条の改正規定並びに同法附則に二項を加える改正規定(同法附則第四項(同法第十七条第一項に係る部分を除く。)に係る部分に限る。)並びに附則第九条中農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一條の改正規定(第四十六条の二)の下に「四十九条の二」を加える部分及び「不在者投票の時間」を「(不在者投票等の時間)」に改める部分に限る。)は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一年七月一六日法律第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一年五月一四日法律第四

による。この場合において、同法第百六十六条第三項中「中央漁業調整審議会」とあるのは、「水産政策審議会」とする。

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののはか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公団体の事務(附則第百六十一条において「国等の事務」という)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

(不服申立てに関する経過措置)

前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務による。

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第一百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十九条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法の規定、附則第六条の規定（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定（「第四十九条の二第二項若しくは第三項」）を「第四十九条の二第一項第二号」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、附則第七条の規定による改正後の農業委員会等の規定による改正後の農業委員会等の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律五百四十七号）の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年七月一五日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一五年七月一五日法律第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、官民審査法（昭和二十二年法律第一百三十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の公職選挙法の規定、次条の規定による改正後の最高裁判所裁判官選挙法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定、附則第五条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）の規定及び附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定、官民審査法（昭和二十二年法律第一百三十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の規定、附則第五条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）の規定及び附則第六条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年五月二六日法律第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二、二百五十二条の二十六の二、第二百五十五条、第二百五十九条及第第四項及び第二百八十二条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月一四日法律第六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号）次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十三条 施行日前にした行為及びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年六月九日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一六年一二月一日法律第一四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中漁業法第五十七条及び第六十二条の二の改正規定、同法第六十二条の三を同法第六十二条の四とし、同法第六十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十三条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一八年六月一四日法律第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二三日法律第九三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（施行前にされた指定漁業の許可又は起業の認可の申請に関する経過措置）

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にされた旧漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は旧漁業法第五十四条第一項から第三項までの規定による起業の認可の申請であつて、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際、許可又は起業の認可をするかどうかの処分がされていないものについての農林水産大臣が行う許可又は起業の認可については、なお

ら起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成一九年六月六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中漁業法第五十七条及び第六十二条の二の改正規定、同法第六十二条の三を同法第六十二条の四とし、同法第六十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十三条の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成一九年六月六日法律第七七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（施行前にされた指定漁業の許可又は起業の認可の申請に関する経過措置）

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にされた旧漁業法第五十二条第一項の規定による許可又は旧漁業法第五十四条第一項から第三項までの規定による起業の認可の申請であつて、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際、許可又は起業の認可をするかどうかの処分がされていないものについての農林水産大臣が行う許可又は起業の認可については、なお

第四条 (政令への委任) 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め

施行に関して必要な経過措置は、政令で定め
る。

(検討) 第五回 政守は、封印第一条(二三一)書に規定する

政府は附則第一項ただし書に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新漁業法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新漁業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

五号（丁朝日）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。たゞ、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定むる日から施行する。

一及び二回目 める日から施行する。

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六二二条の第六十一条の規定

年十月一日

(画行明月) 号抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超過しない範囲内に於て、二文令三三の五日、す

施行する。

(四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(開則二十一) (至過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前に二行乃至二

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する條款を含む。）は、改めて定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）

(施行期日) 第一回の去津は、公布の日から起算二年半

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 貝 平成二六年六月三日法律第六

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できなこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとする場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二七年六月一九日法律第四百四十九号）抄

項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

三号) 則 (平成二七年六月一九日法律第49号) (施行期日)	抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。	適用区分
第二条 第三条の規定による改正後の漁業法（附則等四条及び第六条において「新漁業法」という。）の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下この項において「新選挙人々名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例によること。	（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びに同条の規定により新公職選挙法の規定並びに新漁業法の規定が適用される選挙並びに住民投票に関し施行日から公示日の前日までの間に年齢満十八年以上満二十年未満の者がした選挙運動及び投票運動に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（法制上の措置）
第五条 国は、国民投票（日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第一条に規定する国民投票をいう。）の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満十八歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満十八歳以上満二十年未満の者と年齢満二十年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治二十九年法律第ハ八号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。	（施行期日）
附則 (平成二八年四月一日法律第一号) 抄	（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。	（施行期日）

項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。
（適用区分等）

第二条 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く。）、附則第四条の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二年十五年法律第七十九号）の項の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日（うちいずれか早い日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、な前条の規定による投票について適用する。

附 則 （平成二八年四月一三日法律第二五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二八年五月二七日法律第五一号） 抄

2 この法律の施行の際現在に在任する海区漁業調査委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

3 公布日から平成三十三年一月三十一日までの期間内に、旧漁業法第八十五条第三項第一号の委員に欠員が生じた場合にあっては、都道府県

知事は、旧漁業法第九十三条の規定にかかわらず、海区漁業調整委員会の委員の被選挙権を有する者として旧漁業法第八十六条第一項に規定する要件（都道府県知事が、同条第二項の規定により、その範囲を拡張し、又は限定したときは、その拡張又は限定されたもの）を満たしかつ、旧漁業法第八十七条に規定する要件に該当しない者の中から委員を選任することができる。

第十六条 新漁業法第二百三十九条及び第二百四十二条の規定による海区漁業調整委員会の委員の任命のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。
(処分等の効力)

正後の公職選挙法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(施行期日) 号抄 附則 (令和元年五月一五日法律第一)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二年一月一日から施行する。

三十一年六月一日から施行する。
(適用区分)

3 第二条 第二条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三

(政令への委任)
第三十一条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行二周年以後必要な経過措置(同法第二十
条の三第一項)は、

（検討等）
第三十三条 政府は、漁業者の収入に著しい変動
　　（法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。）

が生じた場合における漁業の經營に及ぼす影響を緩和するための施策について、漁業災害補償制度の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後十年以内に、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果

果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 施行日前に年齢満十八年以上満二十一年未満の者が犯した旧漁業法第九十四条において準用する公敵棄革去(昭和二十五年法律第五号)

二 附則第十五条第二項の規定によりなお從前の例により在任する海区漁業調整委員会の委員に係る被選挙権並びに当該委員の解職の請求及び投票に係る選挙権の欠格事由のうち、施行日前に年齢満十八年以上満二十年未満の者が犯した罪に係るものについては、前条の規定による改正後の公職選挙法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定にかわらず、なお從前の例による。

附 則（令和元年五月一五日法律第一号）抄（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成三十一年六月一日から施行する。
(適用区分)

第二条 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十五条第三項及び第四項の規定並びに附則第五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条（漁業法第九十九条第五項において準用する場合に限る）の規定は、前条ただし書に規定する相定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査、日本国憲法第九十五条の規定による投票又は漁業法

(施丁期日)抄附則(令和三年五月一九日法律第三十七号)

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
附 則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。
(公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
第十八条 この法律の施行前にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致については、前条の規定による改正前の公職選挙法等の一部を改正する法律（次項において「旧公職選挙法等一部改正法」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定は、なおその効力を有する。
2 附則第六条に規定する者に対する人の資格に関する法令の適用については、旧公職選挙法等一部改正法附則第五条第四項及び第六条の規定は、なおその効力を有する。
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九十三条の規定 公布の日
附 則（令和六年六月二六日法律第六六号）抄
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第三条及び第八条の規定 公布の日

- 二 第一条中漁業法第五十二条に一項を加える
改正規定、同法第一百九十六条の改正規定、同
法第一百九十五条の改正規定、同法第一百九十四
条の改正規定（「前条第三号」を「前条第五
号」に改める部分に限る。）、同法第一百九十三
条の改正規定、同法第一百九十二条の改正規
定、同法第一百九十一条の改正規定及び同法第百
八十九条の改正規定並びに次条の規定公布
の日から起算して二十日を経過した日
（経過措置）
- 第二条** 前条第二号に掲げる規定の施行の日から
この法律の施行の日（以下「施行日」という。）
の前日までの間における第一条の規定（同号に
掲げる改正規定を除く。）による改正前の漁業
法第一百九十七条の規定の適用については、同条
中「前条第一号若しくは第二号」とあるのは、
「前条第一項」とする。
（政令への委任）
- 第八条** 附則第二条から前条までに定めるものの
ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定
める。